

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 5 月 23 日現在

機関番号：32663

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2010～2013

課題番号：22530623

研究課題名(和文) 児童自立支援施設における入所児童の教育保障に関する研究

研究課題名(英文) A study on education security of the entrance child in a children's self-reliance support facility

研究代表者

小林 英義 (KOBAYASHI, HIDEYOSHI)

東洋大学・ライフデザイン学部・教授

研究者番号：60331295

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,300,000円、(間接経費) 690,000円

研究成果の概要(和文)： 児童自立支援施設の入所児童は、劣悪な成育環境から非行や被虐待をはじめ、様々な問題を抱えている。学習以前の課題もあり、総じて一般学校の教育課程では授業についていけないことが多い。また、特別支援を要する子の増加を考えると、一般学校の教育課程を適用することが必ずしも教育保障にはつながらないことが教員へのアンケートから確認できた。

福祉と教育の両面が重なり合う施設の現場では「教育保障=学習指導要領の順守」というしばりに苦慮している。この現状に対応するためには、学校教育法施行規則において特別支援学校や研究指定校に認められている教育課程の弾力的運用を検討すべきである。

研究成果の概要(英文)： The entrance child of a children's self-reliance support facility has various problems including delinquency and cover abuse from inferior growth environment. There is the problem before the learning, too and cannot often follow a class in the curriculum of the general school generally. I was able to confirm that it did not necessarily lead to education security to apply the curriculum of the general school from the questionnaire to a teacher especially when I thought about the increase of the child who needed support.

In the spot of the institution where both sides of the education overlap with the welfare, I rack my brains about a bind called "the observance of the education security=course of study". You should examine the elastic use of a curriculum accepted in the School Education Act enforcement regulations by the special support school and study designated school to support these present conditions.

研究分野：社会学

科研費の分科・細目：社会福祉学

キーワード：児童自立支援施設 教育保障 学校教育 公教育 児童福祉

1. 研究開始当初の背景

児童福祉法改正(1997年)によって児童自立支援施設の入所児童にも就学義務が課せられ、施設内で正規の教員による学校教育(公教育)を実施することになった。

法改正から12年経過したものの、当時の実施率は70.2%と低位で推移し、せっかくの教育保障規定がなかなか進展しない状況下にあった。

2. 研究の目的

本研究の当初目指したものは、児童自立支援施設において実施される学校教育(公教育)について、教育職(教員)と福祉職(施設職員)の協働に焦点を当てながら、入所児童の教育を保障するための実施形態と実施内容を考察することであった。

そのことにより、(1)現在実施されている方式の検証と、(2)これから導入を考える自治体に実施モデルを提示することになった。

3. 研究の方法

(1)アンケートの実施...施設内で学校教育(公教育)を担当している教員および学校教育を受け入れている施設職員への意識調査を実施した。

(2)全国児童自立支援施設に併設される学校教育研修会(自主)へ参加した。(2010年度:山口県立育成学校、2013年度:鳥取県立喜多原学園)

(3)施設訪問による聞き取り調査を実施した。(2010年度:6施設、2011年度:6施設、2012年度:4施設、2013年度:3施設)

(4)学会等での発表を行った。(2010年度:日本司法福祉学会、2011年度:日本司法福祉学会、2012年度:日本子ども家庭福祉学会、2013年度:神奈川県立大磯町立国府小・中学校生沢分校職員研修会)

4. 研究成果

(1)学校教育を担当している教員へのアンケート(2011年6月実施)

対象:42施設
回収率:35施設(83.3%)
回答者:学校教員266人
報告書:2011年12月作成

2010年4月現在、学校教育を実施している全国42施設に調査用紙を郵送し、学校教員の意識調査を行った。主な項目は、年齢・経験年数、異動・発令、施設職員との連携、教育保障、卒業証書・調査書の取り扱い、入所児童の問題性などである。

(2)学校教育を受け入れている施設職員へのアンケート(2013年6~7月実施)

対象:48施設
回収率:39施設(81.3%)

回答者:施設職員456人
報告書:2013年9月作成

2013年4月現在、学校教育を受け入れている全国48施設に調査用紙を郵送し、施設教員の意識調査を行った。主な項目は、年齢・経験年数、異動・発令、教職員との連携、教育保障、卒業証書・調査書の取り扱い、入所児童の問題性などである。

(3)学校教育を実施している施設での聞き取り調査

調査:2010年度~2013年度
対象:計19施設

2001年度以降、比較的早く学校教育(公教育)を導入した全国19施設を訪問し、導入の経緯、実施状況、今後の課題について、学校教職員および施設職員から個別に聞き取りを行った。聞き取りによる質的調査を通して学校教育実施の現状と課題の詳細部分について把握することができた。

(4)学校教育を担当している教員研修会での基調講演および実施に伴う意見交換会

各自治体によって実施形態及び実施内容にばらつきが目立つ。そのため、各施設(学校)間における情報交換と、その共有を通しての研修・研鑽の場が必要であるが、一般学校で行われている公的な研修会をいまだに実施していない。ささやかではあるが、情報交換と、情報の共有から施設内で展開する学校教育の現状と課題を研究する自主的な場を設けることができた。

(5)刊行物による現状と課題の問題提起

研究代表者(小林)と、学校教育を担当する6人の分校(分教室)教頭(一部、主任)との共著を刊行することにより、代表的な施設の学校教育の運営について周知することを通して、既の実施している施設への啓蒙及び今後導入を考える施設への示唆を提起することができた。

(6)考察

施設入所児童の特性理解

入所児童は、その成育過程での様々な問題を抱え、それを解決や軽減されないまま、積み残しの状態でいまに至っていることが多い。このため、指導場面で教員の言葉を素直に聞き入れることができない、あるいは子ども同士のいざこざが絶えない状況が続くなど、施設での指導にも困難さが目立つという記載が多かった。そのような状況下、施設内の学校教育の場面で入所児童と接する教員はその問題性をどのように感じ取っているのか、特性理解が必要である。その結果、従来、この施設のくくり方であった「非行」については、教員が4.4%、施設職員が3.8%

を挙げるにしか過ぎなかった。発達障害をはじめとする、「発達上の課題」を挙げる教職員、施設職員が多い現状を、まず認識する必要がある。

教育課程の柔軟対応

「教育保障」の指針のひとつに教育課程がある。多くの施設では、「学習指導要領」に準拠した授業科目、授業時間数、教員配置等から教育保障を位置付けているのが分かる。同時に、「貴施設での公教育が、入所児童の教育保障になっているか」という問いに、「どちらとも言えない」と答えた教員が22.2%を占めた。つまり、施設で学校教育を担当する教員の実に「5分の1」強が、入所児童の学力や能力、および様々な問題性から授業が成り立たない状況も訴えている。そして、学習指導要領や授業時間数にとらわれず、より自由裁量の取れる体制を強く望んでいる。今後、入所児童の教育保障となる体制を維持するためには、教育課程のより柔軟な対応が必要である。

中学校では、2012年度から学習内容や授業時間数がより多い「新学習指導要領」が実施された。その結果、従来施設で実施されてきた弾力的運用での授業内容が損なわれることにならないのか、検討が必要である。例えば、特別支援学校や研究指定校などのように特別な教育課程を編成して教育を実施する必要があると文部科学省が認める場合(学校教育法施行規則第55条、第56条)のように、児童自立支援施設での学校教育に係る規定を設けるべきである。

教員の質と量の確保

配置される教員の質と量の確保が大きな課題である。教員へのアンケートでも、専門科目の専任教員の配置を望む声が多かった。加えて、発達障害を有する児童の増加などからきめ細かい対応が求められており、教員増は緊急の課題である。更に、児童の困難な事例での施設入所を考えると、より質の高い教員が求められている。教員本人の希望ではなく、不承不承施設に赴任した例や、病气持ちの教員が就任早々に病气休暇に入ってしまう例もある。子どもとの「不幸な出会い」(分校教員の発言)がもたらす弊害は大きいと言える。

この点、聞き取り調査で訪問したA学園やD学園の人事政策が参考になると思われる。それは、「異動前に本人の希望を確認した上での発令をする」「生徒指導上、力のある教員を配置する」「施設での任期をあらかじめ明記する」などである。

教員へのアンケートで「異動・発令前に施設のことをどれくらい知っていたか」という問いに、24.8%の教員が「施設に赴任するまで知らなかった」と答えている。実に「4分の1」の教員が何の予備知識も持たずに施設に赴任している。当事者ならずとも、唐突の

感は否めない。教員配置を考えると、施設が存在する、一市町村の教育委員会だけの対応には限界がある。全県に広げ、広域的に判断して適任の、そして意欲ある教員を発掘して施設に送り込むことが必要である。

立ち上げの準備

法改正時(1997年)、この施設を所管する厚生労働省は、学校教育を所管する文部科学省と協議を行っていない。厚生労働省の「現地間の協議に委ねる」との姿勢は現在も一貫して変わらない。

このため、各都道府県の主管課は、他の自治体での取り組み例を数年かけ、現地視察を含めて多面的な検討を行いながら関係機関の理解を得て、学校教育実施に踏み出している。

現状では、学校教育の実施形態や実施内容は、それぞれの自治体の財政的な体力や取り組みの考え方によって運営上の差異が生じている。教育職(教員)と福祉職(施設職員)との協働を果たすためにも、立ち上げの準備段階から関係機関による財政的な問題と、教員人材の確保を重点的に協議し、合意を目指すことが避けられないことを当研究から改めて痛感した。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 1件)

小林英義、児童自立支援施設における学校教育の実施に関する研究、『東洋大学ライフデザイン学研究(第7号)』、査読有、2011、181-210

〔学会発表〕(計 3件)

小林英義、児童自立支援施設における学校教育の実施に関する研究、日本子ども家庭福祉学会第13回全国大会、2012年6月3日、大阪府大阪市(大阪府立大学)

小林英義・小木曾宏、社会的養護における児童養護施設と児童自立支援施設の役割分担、日本司法福祉学会第12回全国大会、2011年9月4日、大阪府柏原市(関西福祉科学大学)

小林英義・小木曾宏、児童自立支援施設の公設民営化、日本司法福祉学会第11回全国大会、2010年8月8日、愛知県北名古屋市(名古屋芸術大学)

〔図書〕(計 5件)

古川孝順・伊部恭子・吉川かおり・湯澤直美・小林英義他、筒井書房、再構児童福祉、2014、339、

小林英義、生活書院、もうひとつの学校、

2013、203

加藤幸雄・藤原正範・小林英義・野田正人
他、生活書院、司法福祉、2012、237

小林英義・吉岡一孝他、明石書店、児童自
立支援施設の子どもと支援、2011、285

伊藤富士江・宮下節子・蔵慎之介・楠美絵
里・小林英義他、上智大学出版、司法福祉入
門、2010、357

〔その他〕

小林英義、私の視点「入所児童の実情に合
う教育を」、朝日新聞、2013年12月13日

小林英義、報告書「児童自立支援施設にお
ける学校教育（公教育）の実施に関する調査
（その2）」、東洋大学、2013年9月

小林英義、報告書「児童自立支援施設にお
ける学校教育（公教育）の実施に関する調査」、
東洋大学、2011年12月

6．研究組織

(1)研究代表者

小林 英義（KOBAYASHI HIDEYOSHI）
東洋大学・ライフデザイン学部・教授
研究者番号： 60331295